

### 3 計画期間

○従前、市町村介護保険事業計画は、「3年ごとに、5年を1期とする」と定められていたため、次のとおり定めてきたところです。

第1期計画 ⇒ 策定：平成11年度 計画対象期間：平成12～16年度

第2期計画 ⇒ 策定：平成14年度 計画対象期間：平成15～19年度

(計画対象期間の4・5年目は、次期計画により見直されることとなる。)

○今般の介護保険法改正により、単に「3年ごとの」計画と改められたため、第3期計画は、計画対象期間を平成18～20年度として策定します。

(一体的に策定する老人保健福祉計画についても同様とします。)

### 4 計画の策定体制（策定委員会）

○介護保険制度は、被保険者が保険料を負担し、介護が必要となった場合に保険から給付を受けるものであるため、計画の策定にあたっては、被保険者の意見を反映する必要があります。また、老人保健福祉計画においても、高齢者の保健福祉は市民生活に密着した課題であることから、市民の意見を踏まえて作成することが必要とされています。

○このため、両市町では、保健・医療・福祉の関係者、第1号・第2号被保険者等による策定委員会を設置し、その意見を踏まえつつ両計画の策定を行いました。